

選挙運動用自動車の使用

(1) 一般乗用旅客自動車事業者との運送契約である場合
(ハイヤー、タクシーを借り上げる場合)

立候補届出時（選挙期間中を含む）に提出する書類

(立候補準備時)

①運送業者との有償契約の締結（告示日前でも可）

資料5：P1（記載要領 資料4：P2）

(立候補届出時)

②「契約届出書」の提出

資料5：P7～8（記載要領 資料4：P3～4）

※選挙期間中に契約締結した場合は、直ちに提出してください。

(契約履行（使用の最終日以降の日）後)

③「選挙運動用自動車使用証明書」を作成し、契約業者へ交付

資料5：P9～10（記入要領 資料4：P5～6）

(選挙終了後)

④契約業者が「選挙運動用自動車使用証明書」を添付し、町へ
「請求書」を提出

資料5：P14～15（記入要領 資料4：P7～8）

運送契約書

(選挙運動用自動車の使用)

みやき町議会議員選挙 候補者 候補者名を記載 (以下「甲」という。) と

株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)との間に次のとおり選挙運動用自動車

の運送契約を締結する。

1 物件（自動車）の名称等

(1) 車名又は形式 〇〇〇〇〇〇 (2) 自動車登録番号 佐賀〇〇〇 〇〇-〇〇
(3) 所有者 貸主 乙 又は車両番号

2 貸借期間

令和 8年 2月 〇〇日から 令和 8年 2月 〇〇日まで ○日間

3 契約金額（使用料）〇〇〇, 〇〇〇 1日当たり 〇〇, 〇〇〇 円

選挙運動期間内であること (費税及び地方消費税を含む)

(2月10日～2月14日)

4 使用方法

甲は、乙所有に係る上記物件をみやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第2条の規定に基づく選挙運動用自動車として使用する。

5 請求及び支出

(1) 甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属することとならない限り、乙は甲が乙に支払うべき契約金額のうち、みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条に基づく金額をみやき町に対し請求するものとする。この場合、甲は当該請求に必要な諸手続きを遅滞なく行わなければならない。
(2) 甲は乙に対し、甲の供託物が公職選挙法第93条の規定により、みやき町に帰属する場合は契約金額の全額を、上記(1)によるみやき町に対する請求金額が契約金額に満たない場合は、その不足額を速やかに支払うものとする。

令和 8年 〇月〇〇日

←----- 契約は告示日前でも可能 -----→

住所・氏名は候補者届出と一致

甲 住 所 〇〇〇〇〇〇

氏 名 候補者名を記載 (印)

乙 住 所 〇〇〇〇〇〇

名 称 (法人の場合のみ) 株式会社 〇〇〇〇 (印)

(代表者) 氏 名 〇〇 〇〇 (印)

様式第1号(第2条関係)

その1

届出日を記載
(告示日以降の日)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 8年 2月 ○日

(宛先)みやき町選挙管理委員会委員長

令和8年2月15日執行

みやき町議会議員選挙

契約書の日付と同一

候補者 候補者名を記載

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送	運 送	
▼ 令和8年 ○月○日	(氏名等) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ○〇 〇〇 (住 所) みやき町大字〇〇〇〇番地 (電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)	2月〇日 から 2月〇日 まで	〇〇〇〇円	
年 月 日	(氏名等) (住 所) (電話)	月 日 から	円	
	契約書と同一の内容を記載すること ※2月10日～14日の間			

2 1に掲げる契約以外の契約の場合

項 目 区 分	契 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車の借り入れ	年 月 日	(氏名等)	月 日 から	円	
		(住 所) (電話)	月 日 まで		
	年 月 日	(氏名等)	月 日 から	円	
		(住 所) (電話)	月 日 まで		
の 運 転 用 手	年 月 日	(氏名等) (住 所) (電話)	月 日 から 月 日 まで	円	

	年 月　日	(氏名等) (住　所) (電話　　　　)	月　日 から 月　日 まで	円	
燃 料 代	年 月　日	(氏名等) (住　所) (電話　　　　)	自動車登録 番号又は車 両番号	円／1	
	年 月　日	(氏名等) (住　所) (電話　　　　)	自動車登録 番号又は車 両番号	円／1	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を記載してください。

様式第4号(第5条関係)

その1

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

令和 8年 2月 ○日

令和8年2月15日執行

みやき町議会議員選挙

候補者 候補者名を記載

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(氏名等) 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		
	(住所) みやき町大字〇〇〇〇番地		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
〇〇〇〇 佐賀〇〇〇…	令和8年2月10日	〇〇〇〇〇円	
〇〇〇〇 佐賀〇〇〇…	令和8年2月11日	〇〇〇〇〇円	
〇〇〇〇 佐賀〇〇〇…	令和8年2月12日	〇〇〇〇〇円	
〇〇〇〇 佐賀〇〇〇…	令和8年2月13日	〇〇〇〇〇円	
〇〇〇〇 佐賀〇〇〇…	令和8年2月14日	〇〇〇〇〇円	

備考

実際に使用した

1 この証明書は、使 年月日と金額を記載することから運送事業者等に

等ごとに別々に作成し、候補者

2 運送事業者等がみやき町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、みやき町に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(2) (1)以外の場合 16,100円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記

載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、みやき町に支払を請求することはできません。

様式第5号(第6条関係)

その1

選挙期日後の日付であること

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和 8年 ○月 ○日

(宛先)みやき町長

氏名又は名称及び住所並びに法
人にあってはその代表者の氏名

(氏名等) 株式会社 ○○○○

契約書と同一の内容を記載すること → 代表取締役 ○○ ○○ (印)

(住 所) みやき町大字○○○○番地

みやき町議会議員及びみやき町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 ○○○, ○○○ 円 ← 公費負担の限度額以下であること

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年2月15日執行 みやき町議会議員選挙

4 候補者の氏名 候補者名を記載

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	○○銀行	本・支店名	○○支店
預金種別	当座預金 普通預金	口座番号	○○○○○○○○
ふりがな	○○○○○○○○		
口座名	○○○○○○○○		

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字及び燃料供給量が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、みやき町に支払を請求することはできません。

別紙 その1

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和8年 2月10日	○○○○円×1台 = ○○○○円	64,500円×1台 = 64,500円	○○○○円	
令和8年 2月11日	○○○○円×1台 = ○○○○円	64,500円×1台 = 64,500円	○○○○円	
令和8年 2月12日	○○○○円×1台 = ○○○○円	64,500円×1台 = 64,500円	○○○○円	
令和8年 2月13日	○○○○円×1台 = ○○○○円	64,500円×1台 = 64,500円	○○○○円	
令和8年 2月14日	○○○○円×1台 = ○○○○円	64,500円×1台 = 64,500円	○○○○円	
計			○○○○○円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

契約書の1日当たりの金額と一致

請求書の請求金額と一致